



# 会報浦和支部

第 80 号  
平成27年 3月31日発行

発行人  
埼玉県行政書士会  
浦和支部  
支部長 赤坂 昌雄

平成27年 2月 1日現在  
総会員数 253名

## 趣新たに恒例の新年会

さいたま市長をご招待、ユキマサくんも初登場、一次会はロイヤルパインズホテルにて「洋風」に、二次会は市民会館にて「和風」にと、従来と一味違った新年会を開催しました。

今年の新年会は、ご来賓として清水勇人さいたま市長、荒岡克巳会長、波澄哲夫政連会長、永沼逸郎川口支部長、福田安伸大宮支部長をお招きし、さらに行政書士会の「マスコットキャラクター」「ユキマサくん」もサプライズで登場するなど、総勢70名が参加するという近年希に見る盛況となりました。



赤坂支部長

山崎智博総務部長司会のもと、まず清水市長のご挨拶、赤坂昌雄支部長が年頭に当たっての挨拶を述べられ、その後、ご来賓の方お一人お一人にご挨拶をいただきました。



永沼 波澄 荒岡 福田 清水  
川口支部長 政連会長 会長 大宮支部長 さいたま市長

赤坂博道顧問に乾杯のご発声をいただいた後、参加者は色とりどりの料理に舌鼓を打ちながら、新会員は積極的に名刺交換を行い、若手会員は先輩方に業務や営業のアドバイスを受け、ベテラン会員は近況報告に花を咲かせる等、それぞれが新年会ならではの活気に満ちた雰囲気の中で有意義な時間を過ご

しました。

また、今年は新たな試みとして、浦和ロイヤルパインズホテルにあるビュッフェ形式のレストランを会場としました。

その甲斐あってか、ベテランの会員方だけでなく女性会員や若手会員の参加者も増え、「華やかで新鮮味が感じられた」「料理が美味しかった」「料理が常に補充されたので無くなる心配がなかった」「来年も参加したい」等、参加した多くの会員に好評を博しました。

一次会は瞬く間に時間が流れ、矢舗昭二相談役に中締めをいただき終了となりましたが、例年より多くの参加者が一次会の雰囲気そのままに二次会へと向かいました。

二次会は、ご来賓を含め一次会の半数以上が出席のもと、会場は「洋」から「和」へとテイストを一転し「市民会館うらわ」の和室で行われました。小栗重美副支部長の挨拶と乾杯の発声の後、参加者は年代を問わずカラオケで盛り上がり、お酒を楽しみながら、寛いだ時間を過ごしました。



元気に乾杯！小栗副支部長

最後に、恒例の「青い山脈」と「上を向いて歩こう」を参加者全員で熱唱し、嶋根賢一副支部長に本締めの後、参加者はそれぞれの思い出を胸に、今年一年の活躍を心に誓いながら帰路につきました。

(総務部 久木田 英樹)



二次会で大モテのユキマサくん



## 法改正情報 (1) 入国管理関係

平成26年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成26年6月18日に公布されました。

### 【出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の概要】

平成25年6月に策定された日本再興戦略に盛り込まれた施策及び観光立国実現に向けたアクション・プログラムに盛り込まれた施策を実現し、日本経済の活性化のために資する外国人の受入れを促進すること等を目的とした在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続きの一層の円滑化のための措置等を講ずるものです。

### 【主な改正項目】

I. 在留資格の整備関係（在留資格は33種類になります）

- ①「投資・経営」を「経営・管理」に（2015.4.1.施行）  
外資系企業における経営・管理業務だけでなく、日系企業における経営・管理業務も対象となり、名称を「投資・経営」から「経営・管理」に改正
- ②「技術」と「人文知識・国際業務」から「技術・人文知識・国際業務」に（2015.4.1.施行）  
理系、文系の就労資格が統合され、複合的な業務が可能になり、名称を「技術」と「人文知識・国際業務」の区分をなくし、「技術・人文知識・国際業務」に改正
- ③「留学」の対象を拡大（2015.1.1.施行済）  
高校生以上から小中学生の留学生も申請可能に改正
- ④「高度専門職第1号」・「高度専門職第2号」を新設（2015.4.1.施行）

高度の専門的な能力を有する外国人材のための新たな在留資格で、「高度専門職第1号」を経た外国人は「高度専門職第2号」の申請が可能。なお、「高度専門職第2号」の在留期間は無制限である。（現在、ポイント制により、高度人材と認められた外国人には、「特定活動」の在留資格が付与され、在留期間は5年ですが、この場合には、一定の基準を満たす者には「高度専門職第1号」を経ることなく「高度専門職第2号」に変更申請が可能。）

### II. 上陸審査の円滑化関係

- ①「船舶観光上陸許可制度」の新設（2015.1.1.施行済）  
●クルーズ船の外国人旅行者に関する入国審査手続きの円滑化を図る目的で、簡易な手続きで上陸を認める新たな特例上陸許可制度である。
- 航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船に乗り、一定期間に当該クルーズ船で再入国する場合には、原則として再入国許可不要とする。
- ②「信頼できる渡航者」に係る出入国手続きの円滑化

（公布の日から2年6月以内に施行）

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を拡大し、出入国管理上のリスクが低く、また頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」とあらかじめ認められた外国人について、上陸許可の印証を省略できるようにするとともに同証印に代わる上陸許可の証明手段（特定登録者カード）を創設。

（厚生部 細谷 百合江）

## 法改正情報 (2) 建設業関係

改正建設業法が平成27年4月1日より施行されます。主な改正（変更）点は以下の通りです。

### I. 許可申請書や添付書類の変更

（追加される内容）

- ①役員が「役員等」と範囲が広がり、従来の取締役に加えて、顧問、相談役、5%以上株主等が含まれるようになります。
- ②専任技術者の一覧表が追加されます。
- ③経営・専技等の変更の際にも変更届出書（様式第22号の2）の提出が必要になります。

（簡素化される内容）

- ①役員等の略歴書が大幅に簡素化され、経営業務の管理責任者を除いて職歴の記載が不要な書式になります。
- ②役員等一覧表に住所、生年月日等の記載が不要になります。
- ③財務諸表への記載科目の基準が総資産の1%以上から5%以上へ緩和されます。
- ④専任技術者等の資格確認資料が監理技術者証でも可能になります。

### II. 専任技術者の要件等の変更

（追加される内容）

- ①型枠施工技能士が（と）のみから（大）・（と）の有資格者になります。
- ②建築板金技能士（ダクト板金作業）が（屋）・（板）から（屋）・（管）・（板）の有資格者になります。

### III. 暴力団排除の徹底

・役員等に暴力団員や過去5年以内に暴力団員だった者が含まれている法人、暴力団員等である個人、暴力団員等に実質支配されている者等は許可を受けられなくなります。事後発覚は許可取消しとなります。

### IV. 閲覧制度の変更

- ①個人情報閲覧対象から除外されます。
- ②大臣許可業者は都道府県での閲覧ができなくなります。（各地方整備局のみで可）

《詳細は埼玉県ホームページ等でご確認ください。》

（総務部長 山崎 智博）

## 「創立50周年記念誌」の発行に寄せて

平成26年2月22日、創立50周年記念事業として、記念講演会及び祝賀会が挙行されました。同年5月、定時総会において「浦和支部創立50周年記念誌」の発行が承認されました。同年6月1日に関健一相談役をプロジェクトリーダーとする第1回プロジェクト会議が開催され、その後、十数回にわたる編集会議を経、この度、オールカラー、60ページに渡る「浦和支部創立50周年記念誌」が完成致しました。

編集の重点ポイントは以下の3点です。

- ① 今後、浦和支部の歴史を考察する際の、基礎資料となるものとする。
- ② 事実関係をデジタルに表現し、私見を挟まないようにする。
- ③ 可能な限り写真を多用し、文字を大きくし、見やすく、分かり易いものとする。

記念誌の構成は、赤坂支部長の題字から始まり、①記念式典、②支部50年のあゆみ、③支部事業の展開、④その他と致しました。

本誌は10冊を作成し関係各所に配布すると共に、会員の皆様にはホームページ上で閲覧できるように致しました。是非、ご一読ください。

なお、貴重な資料を提供して下さった先輩諸氏を始め、ご協力いただいた関係各位に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

(創立50周年記念誌プロジェクト)

藤田 義晴・古川 美保)

《創立50周年記念誌ピックアップ》

### ●表紙



埼玉県行政書士会浦和支部

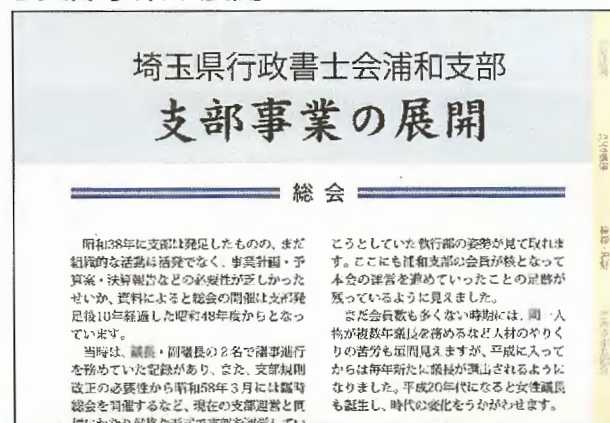
### ●歴代支部長紹介



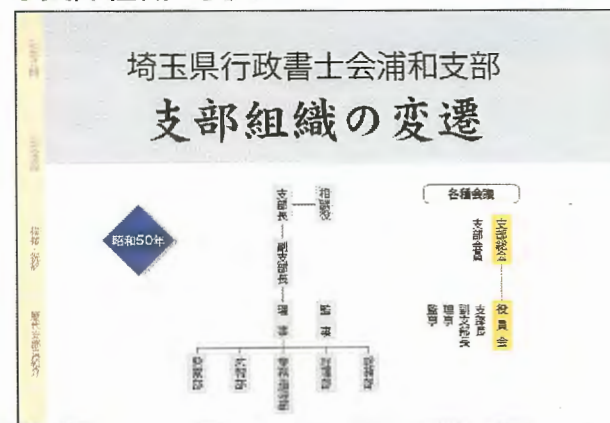
### ●50年のあゆみ



### ●支部事業の展開



### ●支部組織の変遷



★詳細はホームページをご覧ください。

埼玉県行政書士会 浦和支部 [検索](#)

### 第3回研修会

#### 「もう待たなし！相続税の改正について」

2月20日(金)午後6時より埼玉会館7B会議室にて、企画部主催の第3回研修会を開催いたしました。

相続業務は我々行政書士業務における重要な業務の一つであります。相続税法が改正され、既に1月1日より施行されております。その改正により相続業務への影響は多大なものがあると考えられます。

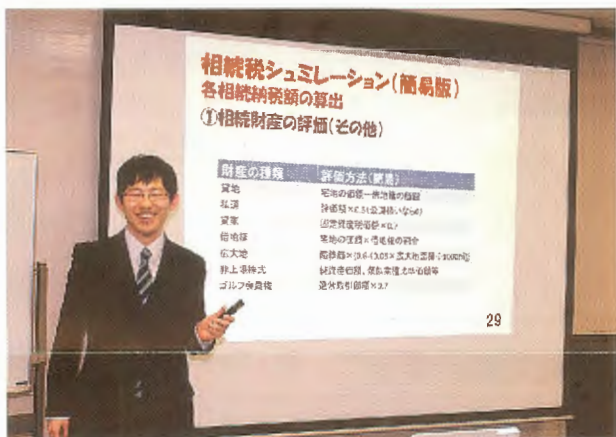
そこで、今回のテーマは「もう待たなし！相続税の改正について」と題し、税理士でもある中島由雅総務部副部長にご講義をしていただきました。

中島講師は、相続税や贈与税など数多くの税理士業務に精通した方です。

本講義の3ヶ月ほど前に、本会にて同講師による「相続税改正について」の研修会がありましたが、その研修会は大変希望者が多く、受講できなかった会員の方も多いと聞いております。

その研修会にご出席された会員の方にも、今回の研修内容はさらにブラッシュアップされたものとなっております。

ご講義の中では、相続税や贈与税等の税制改正ポイントについて自らの相談業務の体験談などを具体的に惜しげもなく話されており、実務として相続税を算出するためのシミュレーションも行われましたので、限られた研修時間内では語りつくせないものとなりました。



中島講師

また、私たち会員にとっては、今後のお客様からの相談に役立つものと感じられたのではないのでしょうか。

今年度の研修会の中では最多となる56名が出席し、最後まで大変熱心に聴講していました。

平成26年度の企画部行事も、皆様のご協力のもと、今回の第3回研修会をもちまして無事に終了することができました。

今後も企画部では会員の皆様に有意義な企画を提供していきたいと考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

(企画部副部長 峯尾 聡)

\*\*\*\*\*

### カフェ広報部

\*\*\*\*\*

今年度の広報部の新たな試みとして、会報のカラー化を実施してから早くも3号目となりました。「まずは手に取っていただける会報」を目指すという意味では、概ねご好評を得られたのではと思います。一方、「カラー化も良いが、より多方面に取材をして記事にすべき」というご意見もいただいております。限られた予算と人員のもと、どのような内容にしていけるかは、今後の課題として有難く受け止めさせていただきます。又、情報発信ツールとしてホームページの重要性も増しています。一般の方に支部会員の存在を広く周知し、会員の皆様にはより便利に利用していただけるよう、ホームページの改良も考えていく時期にきています。このようにIT化が進む現代社会において、会報の存在意義は何かと改めて考えますと、後世に記録を残すということに尽きるのではないかと考えます。ということで、小さな一歩ではありますが、今号より「会員数」を掲載いたします(表題右部分をご覧ください)。支部創立100周年(!)の際に参考資料として利用できるような、より一層充実した会報をお届けするためにも、会員の皆様におかれましてはぜひご協力をいただけますよう、引き続き宜しくお願いいたします。

(広報部 福本 恵)

\*\*\*\*\*

支部創立50周年記念誌がホームページに掲載されました。

今回の記念誌編集にあたり、昭和50年から現在までの会報をPDFファイルで見える機会を得ました。手書きガリ版刷りB5判からタブロイド版、現在のA4判へと形を変えながらも、浦和支部の歴史をそのまま伝える貴重な資料です。途切れることなく続いてきた会報がなければ、支部50周年記念誌を作ることはもっと困難であったらと思います。

また、紙面からはその時々々の支部活動に関わってこられた諸先輩方の苦労や熱意を直接感じ取ることができます。時代によって行政書士の仕事にも変化があることが分かります。これらの歴史あってこそ今の行政書士であり浦和支部であること、自分もその歴史の中の一員であることを改めて認識させられます。

記念誌と同時に過去の会報もホームページに掲載されることになりました。是非一人でも多くの会員の皆様にご覧いただきたく思います。

会報浦和支部は、浦和支部の歴史を後世に残すものであると同時に、現在の会員の皆様のお役に立つものでもありたいと思っています。より良い紙面にするために、引き続き皆様からのご意見やご感想をお待ちしております。

(広報部 古川 美保)